

合同会社 巻組 定款

平成 27 年 3 月 1 日 作成
平成 27 年 3 月 6 日 会社設立
平成 28 年 5 月 31 日 一部改定

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社 巻組と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 事業や商品の広報に関する業務
- 2 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン企画、制作並びにコンサルタント業務
- 3 地域産業に関する商品の企画・立案ならびに販売の斡旋
- 4 新規開業・出店に関する企画、立案、市場調査、情報提供サービス
- 5 街づくり・商品開発に関する業務
- 4 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載し行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当会社の社員の氏名及び住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

金 7万円 宮城県石巻市中里5丁目9番5号
有限責任代表社員 松村享子 (旧姓：渡邊)

金 3万円 千葉県船橋市七林町125番75号
有限責任社員 遠藤誉央

(社員の責任)

第6条 当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行及び代表権

(業務執行社員)

第7条 当会社の業務は、各社員が執行する。

②業務執行は社員の過半数をもって決定する。

③前項の規定に関わらず、常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りではない。

(代表社員)

第8条 当会社の代表社員は、各自会社を代表する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合において、各社員は、2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。
②前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第11条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。
②前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月29日までの年1期とする。

(損益の分配)

第13条 当会社の事業に関する損益分配は、総社員の同意により定める。

(分配の割合)

第14条 損益分配の割合は総社員の同意により定める。

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第15条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成28年2月29日までとする。

(定款に定めのない次項)

第16条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成28年5月31日

業務執行社員 松村 享子
(渡邊 享子)



業務執行社員 遠藤 誉央





(Date)

...

...

...

...



...

...



...